

建設業者の皆様へ

## 建設工事入札・契約制度の改正概要について(令和5年6月～)

三豊市では、建設工事の入札・契約制度について次のとおり改正し、令和5年6月1日から運用します。

### ○三豊市建設工事指名競争入札参加者資格基準の見直しについて

本市におけるランク別の発注件数と業者数の状況を考慮し、ランクごとの公平な受注機会を確保するため、次のとおり見直しました。

	請負対象設計金額		総合評点区分		等級
	【改正後】	【改正前】	【改正後】	【改正前】	
土木一式 工事	変更無し	1,000万円以上	960点以上	935点以上	A
	変更無し	300万円以上 1,500万円未満	785点以上 960点未満	785点以上 935点未満	B
	変更無し	500万円未満	変更無し	785点未満	C
建築一式 工事	600万円以上	500万円以上	変更無し	900点以上	A
	3,500万円未満	3,000万円未満	変更無し	700点以上 900点未満	B
	600万円未満	500万円未満	変更無し	700点未満	C
舗装工事	変更無し	500万円以上	変更無し	950点以上	A
	変更無し	700万円未満	変更無し	950点未満	B
電気工事	800万円以上	700万円以上	変更無し	850点以上	A
	6,000万円未満	5,000万円未満	変更無し	600点以上 850点未満	B
	600万円未満	500万円未満	変更無し	600点未満	C
管工事	800万円以上	700万円以上	変更無し	850点以上	A
	6,000万円未満	5,000万円未満	変更無し	630点以上 850点未満	B
	600万円未満	500万円未満	変更無し	630点未満	C
解体工事	1,000万円以上		820点以上		A
	1,000万円未満		820点未満		B
その他工事	変更無し	設定しない	変更無し	820点以上	A
			変更無し	600点以上 820点未満	B
			変更なし	600点未満	C

### ※ 5業種(土木・建築・舗装・電気・管工事)における選定基準の等級について

次ページのとおり令和3年6月1日よりお知らせしている格付基準の見直しに基づき、「平均完成工事高」及び「技術職員又は専門性」の基準を満たしていない場合は、要件を満たす直近下位の等級となっています。

## 令和5年度からの建設工事入札参加資格格付基準の見直しについて（お知らせ）

三豊市では、指名競争入札時における指名基準の透明性を図るとともに、各事業者の施工実績や技術力を重視した格付を行うことで、建設工事の品質ほか事業者間による競争性・公平性等の向上を目的として、下記のとおり「三豊市指名業者選定基準」を定め令和5・6年度の入札参加資格申請時より運用します。

### 1. 三豊市指名業者選定基準（5業種に限る）

競争入札の指名（土木・建築・舗装・電気・管工事に限る。）は、本市が別に定める三豊市建設工事指名競争入札参加者資格基準（以下「格付基準」と言う。）の総合評点区分を満たし、かつ、次の「選定基準」を満たすランク（等級）に格付された事業者を対象とします。

工事の種類	等級	選定基準	
		平均完成工事高	技術職員数又は専門性
土木一式工事 建築一式工事	A	5,000万円以上	※技術力（経営事項審査に基づく） 1級技術職員2人以上かつ、1級又は2級技術職員（基幹技術職員含む）2人以上
	B	3,000万円以上	※技術力（経営事項審査に基づく） 1級技術職員1人以上又は2級技術職員2人以上
	C	500万円以上	※技術力（経営事項審査に基づく） 1級又は2級技術職員1人以上
舗装工事	A・B	700万円以上	※専門性（舗装用専門機械の所有） ①アスファルトフィニッシャー ②タイヤローラー ③ロードローラー （マカダム又は、コンバイン又は、タンデムローラー） <b>※上記①②③の3種を自社所有（長期リース可）していること</b> ※長期リースとは、特定の機械につき1年以上のリース契約をしているもので、自社車庫で維持管理（ローラーについては特定自主検査等）を行い常時使用可能な状態にあるものとします。よって、レンタル会社とのスポット契約（レンタル会社と必要時にレンタルできる旨の契約）は、不可とします。 なお、申請された機械は必要に応じて現地調査を実施します。
電気工事 管工事	A・B	700万円以上	※専門性 専業率10%以上（経営事項審査に基づく） ・電気又は管の完成工事高÷全体完成工事高
	C	300万円以上	

#### 【注意事項】

(1) 平均完成工事高が下記基準を満たさない業種は、入札参加資格の申請ができません。

※ 土木・建築一式工事	平均完成工事高 500万円以上	※経営事項審査（総合評定値通知書）に基づく
※ 舗装工事	平均完成工事高 700万円以上	
※ 電気・管工事	平均完成工事高 300万円以上	

(2) 格付基準による総合点数がAランクでも当該選定基準要件を満たしていなければ、要件を満たす直近下位の等級に格付けするものとします。ただし、「技術職員数又は専門性」要件は、三豊市内に本社を有する事業者の方（舗装工事については市内営業所を含む）を対象とします。

### 2. 運用時期（適用開始）

令和5・6年度の格付（競争入札参加資格申請）より運用するものとします。